

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitamishakyo.jp/>

2021年(令和3年)

3月末日

No. 9

1. 令和2年度 権利擁護支援ネットワーク懇話会を開催しました（通算6回目）

令和3年3月9日（火）、権利擁護に関わる専門職や関係機関との顔の見える関係づくりや情報共有、ネットワークの構築を目的とした「北見市権利擁護支援ネットワーク懇話会」を、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮したなかで開催しました。

市内における成年後見事件の申立傾向および課題

釧路家庭裁判所北見支部 主任家庭裁判所書記官 相原 慰徳氏より、市内における成年後見事件の申立傾向および課題についてお話いただきました。そのなかで、「成年後見制度の趣旨や後見人の役割を十分に理解されないままに家庭裁判所を訪れる方は、複雑な手続きに驚かれる事が多い」ことや、「家庭裁判所は成年後見事件に関する申立てを受け付ける機関であり、顧客の生活の安定に必要な助言を行うことや適切な相談窓口を紹介することは困難である」ことが伝えられ、市内金融機関を利用する顧客に対して成年後見制度の申立て等を勧める場合における紹介先について課題提起がなされました。



この課題提起を受け、出席者と意見交換を行い、事務局より、家庭裁判所ではなく、まず地域包括支援センターや成年後見支援センターを活用いただきたい旨、出席者に提案し、承認をいただきました。

また、上記相談窓口の提案について、金融機関職員からは「本人の事情や個人情報の取り扱いに配慮した上で相談に乗っていただけることがわかった」「金融機関としても地域で外部との連携を築くことが必要と考えており、早速パンフレットを活用して協力したい」などの意見をいただきました。



掲載内容

- 1 権利擁護支援ネットワーク懇話会の開催
- 2 第5期 市民後見人養成研修が修了
- 3 日常生活自立支援事業生活支援員研修会 及び 市民後見人フォローアップ研修の開催

★トピックス★

新型コロナウイルスのワクチン接種における 後見人等の役割について

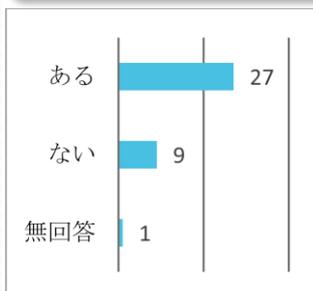
北見市成年後見支援センター センター長 島田より、令和2年10月に実施した『市内金融機関を対象とした成年後見制度に関する意向等調査』結果について報告を行いました。金融機関職員が認知症や知的障がい等により、理解力や判断能力が十分でない顧客への対応に難しさを感じていることや、対象者によって成年後見制度を勧める際の紹介先や紹介方法に迷われていることが伺える調査結果であった旨を報告しました。

市内金融機関を対象とした後見制度に関する意向等の調査結果の概要

調査目的	市内金融機関における預貯金の払戻請求事務を通じた本人保護の現状や、成年後見制度の財産管理において理念とされている権利擁護の視点、また関係機関との連携のあり方など、成年後見制度に関する現状や課題、意向等を把握し、取り組みへの基礎資料とすることを目的として実施
調査対象機関	市内金融機関（北見信用金庫、きたみらい農業協同組合、常呂町農業協同組合、常呂町漁業協同組合、郵便局、遠軽信用金庫、網走信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫）
調査実施期間	令和2年10月5日～10月16日
回収結果	配布数 44 / 回収数 37 / 回収率 84.1%

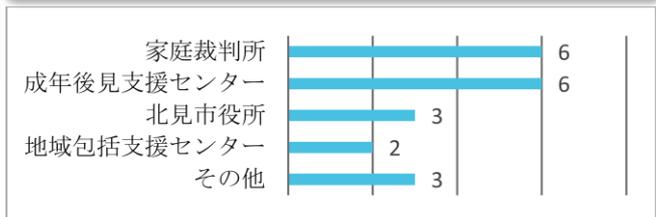
金融機関への調査結果 PICK UP

認知症や知的障がい等により、理解力や判断能力が十分でないお客様への対応に難しさを感じる（または難しさを感じた）ことはありますか



「解約したことを忘れ、何度も来店し払戻しを希望される」「短期間に度々印鑑や通帳が見当たらないといった申し出がある」「繰り返し説明が必要」など、約7割の金融機関が窓口での対応に苦慮していることが伺えます。

理解力や判断能力が十分でないお客様に対して成年後見制度の利用を勧める際、どのように勧めることが多いですか



成年後見制度を勧める窓口について、各金融機関でばらつきがあることがわかります。対象者・家族等の混乱や、たらいまわし感を防ぐため、今回のネットワーク懇話会では家庭裁判所や福祉機関の役割をご理解いただくとともに、紹介窓口として「地域包括支援センター」「成年後見支援センター」を活用することについて承認をいただきました。

2. 第5期 市民後見人養成研修が修了しました

第5期となる市民後見人養成研修が令和3年2月26日（金）をもって修了し、北見市浅野目浩美副市長より12名に修了証書が授与されました。

閉講式では、受講生それぞれから養成研修を終えた今の気持ちや今後の抱負についてスピーチをいただき「将来活動する際には、心に寄り添えるような後見人を目指したい」「近年になんとか勉強して、制度の大切さがわかった。終わってほっとしている」など、それぞれの思いを語られました。

新型コロナウイルス感染症対策のなか行われた全8日間の集合研修と、各自宅での6科目のDVD講座（計400分）では成年後見制度の理念や市民後見人の役割と理念、また財産法・家族法の基礎、さらには裁判所見学など、市民後見人としての必要な知識等を学びました。

新型コロナウイルス感染症への対応に日々変化を求められる大変な状況下にもかかわらず、快くご協力いただいた講師の方々に、事務局一同、心より感謝を申し上げます。



▲第5期 養成研修を修了された皆様（1名欠席）

【第1～5期 市民後見人養成研修受講者状況】

(R3.3.31現在)

年度	受講者数	修了者数	法人後見支援員状況	
			登録者数	活動者数
平成25年	48	47	13	6
平成28年	44	42	17	8
平成30年	14	14	11	6
令和元年	28	26	12	3
令和2年	12	12	2(予定)	0
合計	146	141	55	23

3. 日常生活自立支援事業生活支援員研修会 及び 市民後見人フォローアップ研修を開催しました



▲梶井 綾子氏

令和3年3月11日（木）に、市民後見人養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を行いました。この研修は市民後見人養成研修修了者を対象に、知識の向上やモチベーションの維持を図ることを目的として年3回程度開催しており、今回は年に1回の日常生活自立支援事業 生活支援員研修会を兼ねて開催しました。

今年度第2回目となる研修では、医療法人社団潤清会 端野病院精神保健福祉士 梶井 綾子氏を講師にお招きし「認知症の初期症状～利用者の生活状況や変化に気づくポイント～」と題して講義をいただきました。認知症についての講義は、参加者の関心が高い内容であり、傾きながら聴かれるなど熱心に受講されていました。

また、感染症対策に十分配慮したなかで短時間のペアワークもを行い、アンケートでは「“体感したことがある”ということが今後の活動にとっても役立つと実感しました」「改めて認知症の人の気持ちが、ほんの少し理解できました」「根気よく、優しく対応する事が重要なことだと思いました」などの感想が寄せられました。



▲熱心に耳を傾ける参加者

★トピックス★

新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が全国で開始されました。後見人等の役割も含めて、厚生労働省 社会・援護局 成年後見制度利用促進室発行「ニュースレター第29号」より一部を抜粋し、掲載します。



①接種を受けられる期間	令和3年2月17日～令和4年2月末までの予定。
②使用するワクチン	現在の日本では、米ファイザー社のワクチンが薬事承認されファイザー社ワクチンを2回に分けて接種する。料金は無料。
③接種を受けられる場所	住民票のある市町村（住所地）の医療機関や接種会場。
④接種を受けるための手続き	市町村より「接種券」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届き、接種スケジュールを確認。※本人確認書類を持参
⑤接種を受ける際の同意	接種を受けることは強制ではない。予防接種を受けるにあたり、その保護者から書面により同意を得ることとしており、この「保護者」には後見人が含まれる。 ※予防接種法 第2条第7項、予防接種実施規則 第五条の二

★ご本人（被後見人）の同意が確認できた場合は、ご本人による自署又は代筆

★ご本人（被後見人）の接種の意思を確認することが難しい場合は、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人と関りのある方で相談しながら判断する必要がある

★被保佐人、被補助人の場合は、原則、ご本人（被保佐人、被補助人）の同意に基づき、ご本人の自署または代筆